

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 3 作業期間
令和5年4月17日から令和6年2月28日まで
- 4 作業地域
沼津市、掛川市、下田市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、駿東郡清水町、周智郡森町